

概要版

姫路市

障害福祉推進計画

障害のある人もない人も、共に、自分らしくいきいきとした
人生を送ることができる社会(共生社会)づくりを目指して



令和3年(2021年)3月

姫路市

1 計画の位置付け

本編 P.8



根拠法令と計画名



本計画は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定することとします。

他計画との関係



◆ 総合計画

本計画は姫路市総合計画のうち障害児・者福祉領域におけるものです。

◆ 福祉・保健計画

姫路市地域福祉計画、姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画、姫路市子ども・子育て支援事業計画、ひめじ健康プラン(姫路市保健計画)などと相互に連携を図り、他計画で一貫して推進すべきあるいは横断的に推進すべき施策を除いて、障害のある人に関するより専門的、個別的な領域を受け持つものです。

◆ 教育計画

姫路市教育振興基本計画と相互に連携して、障害のある児童生徒に関する専門的・個別的な領域を受け持つものです。



2 計画の期間

本編 P.9

令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)

令和5年度(2023年度)に次期計画の策定を行います。なお、障害者制度改革等により社会情勢に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画を見直すこととします。

3 計画の基本理念

本編 P.23



本計画の基本理念は、「障害のある人もない人も、共に、自分らしくいきいきとした人生を送ることができる社会(共生社会)づくり」とし、障害福祉行政の一層の推進を図ることとします。

4 計画の基本方針

本編 P.23



計画の基本理念を踏まえ、本計画の基本方針を定め、計画の方向性を示します。

(1) 充実した日常生活の実現

社会的障壁を除去するため、身近な地域における相談支援体制の確立、健康を守るための生活基盤の確保、スポーツ・文化活動等の場の充実など、障害のある人の充実した日常生活を支える支援体制の構築を目指します。

(2) 社会的自立、社会参加の促進

乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の充実やインクルージョン^(*)の視点を踏まえた育成支援体制の構築、雇用・就業支援等の充実、積極的な外出を支援する施策の実施など、障害のある人の社会的自立・社会参加の促進に向けた支援の充実を目指します。



(3) 安全安心のまちづくりの推進

住まいや道路など暮らしやすい生活環境の整備、防災体制の整備を推進し、障害のある人が安全で安心して生きていくことができるまちづくりを目指します。



(4) 自己決定の尊重及び意思決定の支援

情報提供・情報アクセシビリティ^(*)の充実に向けた取り組み、自己決定の尊重及び意思決定の支援を行うための権利擁護などを推進し、障害のある人が自分で選択することができる社会を目指します。

*1. インクルージョン (インクルーシブ)

包括 (包括した)、包含 (包含した) という意味。教育では障害の有無に関わらず、同じ教室で共に学び活動を行うことをインクルーシブ教育と呼ぶ。

*2. 情報アクセシビリティ

高齢者、障害のある人等が円滑に情報を取得・利用できるように、情報提供の充実等を図ること。





本計画を策定し、障害者福祉に関する施策を推進するにあたり、「姫路市の障害福祉における課題の整理」において、大きく5つに整理した課題への対応を計画の重点目標とします。また、各重点目標について、それぞれ重点施策を設定します。

重点目標① 相談支援体制の充実

重点施策 ■ 相談支援体制の更なる推進



障害のある人が身近な地域で気軽に相談できる窓口の充実を図るとともに、各関係機関が連携した相談支援体制の確立を目指します。

重点目標② 障害のある児童への支援の充実

重点施策 ■ 保育・教育現場における支援体制の充実 ■ インクルーシブ^(*1)教育システムの構築

障害のある児童の健やかな育成のため、地域や家庭を中心とした生活が送れるよう、支援の充実を目指します。

重点目標③ 就労支援体制の充実

重点施策 ■ 一般就労への移行及び職場定着の推進



障害のある人の社会的自立に向けて、一般就労及び職場定着の向上を目指します。

重点目標④ 地域生活を送るための支援の充実

重点施策 ■ 地域生活を支援するための環境整備

障害のある人が地域生活を営む上で必要な生活基盤の確保、支援の充実を目指します。

重点目標⑤ 障害のある人の権利擁護の推進

重点施策 ■ 障害に対する理解促進・差別解消

障害のある人が地域生活等を送るために、自己決定の尊重及び意思決定の支援に取り組み、権利擁護の推進を目指します。



6 施策体系

本編 P.37



1. 生活支援



(★) …重点施策

障害のある人が住み慣れた地域で生活を送れるように、身近な地域において気軽に相談できる窓口や選択の幅を広げるための居住の場、スポーツ・文化芸術活動等の場を充実させ、日常生活を送るための支援体制の強化に努めます。

(1) 相談支援の充実 本編 P.41

- 相談支援体制の更なる推進 (★)
- 精神障害のある人への相談支援の提供
- ピアカウンセリング情報の提供
- 福祉総合相談
- 関係機関の連携強化

(2) 日常生活支援の充実 本編 P.43

- 医療的ケアが必要な人への支援
- 補装具費・日常生活用具費等の支給
- 各種手当等の支給による経済的負担の軽減
- 地域活動支援センター事業の充実

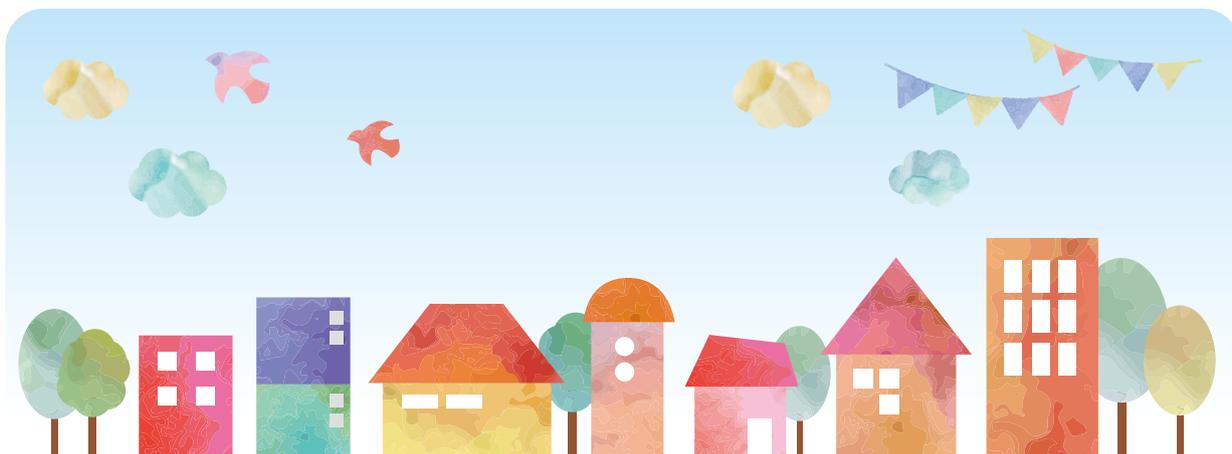
(3) 障害福祉サービス提供体制の充実 本編 P.45

- 事業所指導等及びサービス従事者研修等の充実
- 総合福祉通園センターの成人施設の充実
- 障害福祉分野の人材確保のための情報提供の充実
- 共生型サービスの周知・検討



(4) スポーツ・文化芸術活動等の場の充実 本編 P.46

- 健康の増進や活動意欲の高揚
- 様々な活動への参加促進
- 団体・施設等の活動の支援



2. 自立支援



社会との繋がりの中で、乳幼児期から成人期までの一貫した療育支援やインクルージョン^(*)の視点を踏まえた子どもの成長を支える体制を構築し、雇用・就業に向けた支援や日中活動の場を充実させ、障害のある人一人ひとりの意思や希望、特性等に応じた社会的自立・社会参加の促進に努めます。

(1) 療育・支援体制の充実 本編 P.48



- 保育・教育現場における支援体制の充実 (★)
- 児童支援に関する窓口の設置
- 「総合福祉通園センター・ルネス花北」の機能強化

(2) インクルーシブ^(*)な育成支援体制の構築 本編 P.50



- インクルーシブ^(*)教育システムの構築 (★)
- 保育体制の充実
- 教育体制の充実
- 子どもの活動の充実

(3) 雇用・就業に向けた支援の充実 本編 P.52

- 一般就労への移行及び職場定着の推進 (★)
- 雇用機会の拡大に向けた情報提供の充実、障害者雇用
- 障害者就労支援施設等が供給する物品の振興に向けた取組

(4) 外出支援の充実 本編 P.54

- 障害などにより外出に支援を要する人への外出支援
- 身体障害者補助犬の利用促進
- 多様な外出支援の推進



3. 環境整備

障害のある人が住み慣れた地域で生活を送れるように、バリアフリー化等の生活環境の整備、安全・安心の確保に向けた防災体制等の整備に努めます。

(1) 暮らしやすいまちづくりの推進 本編 P.55

- 地域生活を支援するための環境整備 (★)
- 関係機関の連携強化による地域移行の推進
- 住宅改造費助成の活用
- バリアフリー化の推進
- 市営住宅への受け入れの推進
- 手話への理解と普及の促進、環境整備



(2) 安全・安心の確保 本編 P.58

- 防災体制の整備
- 緊急連絡体制の確保
- 緊急通報への対応力の向上

4. 権利擁護



情報提供の充実に努めるとともに、自己決定の尊重及び意思決定の支援を行うための権利擁護などを推進し、障害のある人が自分で選択することができる社会を目指します。

(1) 情報提供の充実 本編 P.60

- 情報提供アクセシビリティ^(*2)の充実
- 障害福祉サービス事業所に関する情報提供の充実
- 福祉情報コーナーの運営

(2) 権利擁護の推進 本編 P.61

- 障害に対する理解促進・差別解消(★)
- 成年後見制度の活用促進
- 虐待防止への対応強化
- 福祉サービス利用援助事業の利用促進
- 選挙等における配慮



7 障害福祉計画・障害児福祉計画数値目標等

本編 P.64

1. 成果目標・活動指標

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- (8) その他の活動指標

2. 指定障害福祉サービス等に関する目標値

(1) 訪問系サービス

- | | | |
|--------|--------------|--------|
| ① 居宅介護 | ② 重度訪問介護 | ③ 行動援護 |
| ④ 同行援護 | ⑤ 重度障害者等包括支援 | |



(2) 日中活動系サービス

- | | | |
|----------|--------------|--------------|
| ① 生活介護 | ② 自立訓練(機能訓練) | ③ 自立訓練(生活訓練) |
| ④ 就労移行支援 | ⑤ 就労継続支援(A型) | ⑥ 就労継続支援(B型) |
| ⑦ 療養介護 | ⑧ 短期入所 | ⑨ 就労定着支援 |

(3) 居住系サービス

- ① 共同生活援助
- ② 施設入所支援
- ③ 自立生活援助

(4) 相談支援

- ① 地域相談支援
- ② 計画相談支援

(5) 障害児支援

- ① 児童発達支援
- ② 居宅訪問型児童発達支援
- ③ 放課後等デイサービス
- ④ 保育所等訪問支援
- ⑤ 障害児相談支援

3. 地域生活支援事業に関する目標値

- (1)理解促進研修・啓発事業
- (2)自発的活動支援事業
- (3)相談支援事業
- (4)成年後見制度利用支援事業
- (5)成年後見制度法人後見支援事業
- (6)意思疎通支援事業
- (7)日常生活用具給付事業
- (8)意思疎通支援者養成研修事業
- (9)移動支援事業
- (10)地域活動支援センター事業
- (11)権利擁護支援事業
- (12)就業・就労支援事業
- (13)日常生活支援事業
- (14)社会参加支援事業

8 計画の推進体制

本編 P.94

計画に即した施策の展開が円滑に行われるよう、その進行を管理していくとともに、事後の検証を行える体制を整える必要があります。

このため、計画策定後は、姫路市として少なくとも年1回は計画の分析・中間評価を実施し、「PDCAサイクル」による進行管理を行うとともに、姫路市地域自立支援協議会にその状況を報告し、意見を聴くこととします。

また、令和3年度(2021年度)以降においても、各種制度の周知、市民意識の向上を図るとともに市民ニーズの把握に努め、当該計画期間中に障害者福祉に関する施策に係る新たな行政需要が生じたときは、本計画において重点施策として設定していない場合も、できる限り柔軟に対応することとします。

令和3年(2021年)3月
姫路市 健康福祉局 保健福祉部 障害福祉課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
TEL : (079) 221-2454 FAX : (079) 221-2374

